

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.0E-1			0.2		4.4E+0	4.4	4.6
9	栃木県								
10	群馬県		2.0E-1		0.2				0.2
11	埼玉県	6.0E-1			0.6	2.9E+1	1.9E+3	1,924.0	1,924.6
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.7E+2			171.5		1.6E+3	1,600.0	1,771.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	3.0E+0			3.0				3.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					1.0E+0	4.2E+1	43.0	43.0
25	滋賀県	1.6E+2			160.0				160.0
26	京都府		4.0E-1		0.4		6.0E-1	0.6	1.0
27	大阪府					1.0E-1	3.0E+0	3.1	3.1
28	兵庫県						3.1E+3	3,100.0	3,100.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	1.0E+1			10.0				10.0
35	山口県						6.6E+3	6,568.0	6,568.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.5E+2	6.0E-1		345.9	3.0E+1	1.3E+4	13,243.1	13,589.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。